

札幌市が進める主な取組

子どもの権利を学ぶことの支援や子どもが市政に参加する機会を増やすといった、子どもの権利の保障を進めるために、推進計画を策定しています。

第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

●基本理念

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自律性と社会性を育むまちの実現
～ 子どもの権利を大切にできる環境の充実 ～

●基本目標

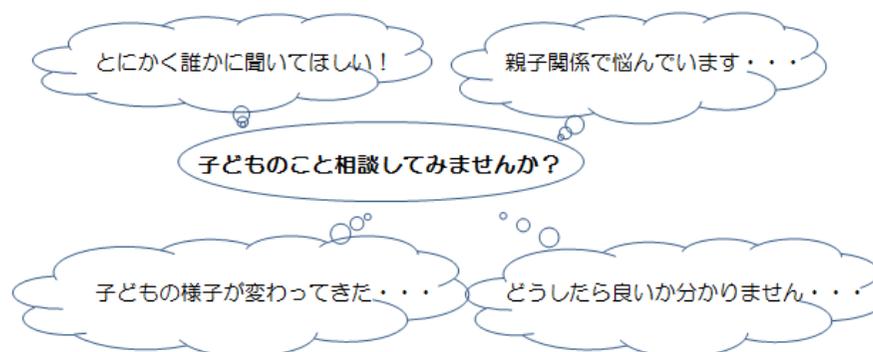
- 1 子どもの権利を大切にできる意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 4 子どもの権利の侵害からの救済



●成果指標

	25 年度	目標値 (31 年度)
自分のことを好きだと思う子どもの割合	65.4%	75%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	子ども	59.3%
	大人	54.9%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども	63.6%
	大人	50.1%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(現状値は平成 24 年度、目標値は平成 30 年度)	小学校	92.1%
	中学校	82.2%
	高校	80.7%

詳細な内容については、<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/plan.html> をご覧下さい。



子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関)

子どもをいじめや暴力などの権利の侵害から救済するために、様々な悩みの相談を受け付けます。

相談の受付

月～金 ▶ 午前10時～午後8時
土 ▶ 午前10時～午後3時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

☎ 011-211-3783

☎ 0120-66-3783 (子ども専用)

✉ assist@city.sapporo.jp

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

発行(平成 27 年(2015 年) ● 月)

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-2942 Fax 011-211-2943

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/index.html>

メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp



さっぽろ市
00-000-00-0000

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(平成 21 年 4 月 1 日施行)

みんなで考える子どもの権利!



札幌市





みんな覚えてね！ 「子どもの権利」

●「子どもの権利」って？

子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、**すべての子どもが生まれながらに持っている**ものです。

札幌市では、これらの権利を、子どもにとって親しみやすい表現で21項目にまとめました。これが「子どもの権利条例」です。

なお、この条例では、原則として18歳未満を「子ども」としています。

(高校3年生などは18歳も子どもに含めます。)

●「権利＝ワガママ」なの？

子どもの権利は、すべての子どもにあるものです。だから、自分のことだけを考えてはいけません。

一人ひとりが、**自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切に**してはじめて、すべての子どもの権利が守られます。

そのためには、相手の話をよく聞くことはもちろん、自分の考えや意見をきちんと相手に伝えることが大切です。



権利はあります
あなたにも。
私にも。

●安心して生きる権利

平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることが、すべての事柄の前提です。

一切の差別を受けることなく、いじめや虐待、体罰などから、心と体が守られ、**たくさんの愛情**を受けて育まれることが大切です。



●豊かに育つ権利

規則正しく、健康的な生活を送り、よく**学び、遊び、休む**ことが大切です。

多様な芸術や文化、スポーツ、自然などに触れ、**豊かな感性**を育てたり、失敗を恐れず夢に向かって**チャレンジ**することが重要です。



子どもにとって大切な権利

●自分らしく生きる権利

子どもも一人の人間として人格を尊重され、かけがえない**自分自身を大切に**生きる必要があります。

自分の思い・考えを自由に表現して伝え合うことができ、**プライバシー**も守られなければなりません。

●参加する権利

適切な**情報提供**を受けながら、あらゆる場で**自分の意見を表明**することが重要です。

地域活動など、自分に関わることへの積極的な参加が大切で、**年齢や成長に応じた適切な配慮**を受けることができます。



●大人は何をしてあげればいいのか？

大人には、家庭や学校、施設、地域など子どもが生活するあらゆる場面で、子どもの権利の保障に努める責務があります。

